

# 熊本県建築課からのお知らせ

## ● やさしいまちづくり条例の「事前協議」をお願いします

誰もが使いやすく、より良い建築物とするために、「バリアフリー法」や「やさしいまちづくり条例」に定められた基準に沿って建築等が行われるよう、「事前協議制度」を設けています。

この制度は、不特定多数の方が利用する建築物について基本的な計画を策定した時点で所管行政庁に事前協議をいただくことで、建築主や設計者の方などに助言などを行うためのものです。

計画の修正・改善を検討できる「計画段階」での事前協議をお願いします。

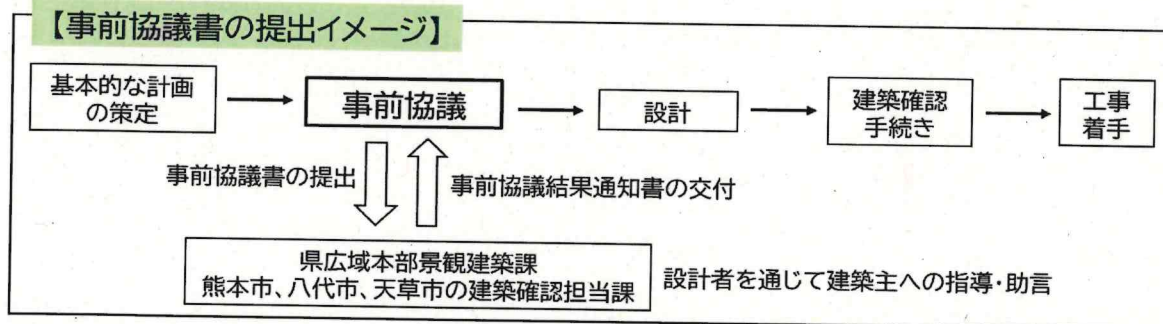
事前協議書は、下記所管行政庁の受付窓口にご提出ください。

所管行政庁(受付窓口)	
下記3市以外	各熊本県広域本部 景観建築課
熊本市	建築審査室
八代市	建築指導課
天草市	建築住宅課

詳しくは県HPをご参照ください。  
【建築物のユニバーサルデザイン】



### 【事前協議書の提出イメージ】



## ● 建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインをご存知ですか

障がいの有無にかかわらず、全ての利用者にとって使いやすい建築物を整備するためには、建築プロジェクトの各段階において施設利用者が参画し、検討・整備を進めることが有効です。

公共・民間に関わらず、不特定多数の方が利用する建築物において、当事者参画の取り組みを進め、誰もが排除されることのない「共生社会」を目指すため、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」が策定されていますので、ぜひご確認ください。

詳細は国土交通省HPをご参照ください。

建築物 バリアフリー 検索



令和7(2025)年5月  
国土交通省